(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則(平成18年規則第4号。以下「法人規則」という。)第8条第2項及び第3項の規定により、大分大学学則(平成16年規則第8号。以下「学則」という。)第4条から第9条までに規定する組織のうち、学科長、学部附属施設の長、学術情報拠点長及び学術情報拠点副拠点長(医学図書館担当)、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター所長、副学部長並びに副研究科長の選考に関し必要な事項を定める。

(学科長)

- 第2条 学則第4条第5項に規定する学科の学科長は、当該学部の学部長の申出により、学長が任命する。
- 2 任期は、1年以上2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 学科長候補者の選考方法は、学部長が別に定める。

(附属学校園連携統括長)

- 第3条 学則第4条第6項に規定する附属学校の附属学校園連携統括長(以下「連携統括長」という。)は、教育学部長の申出により、学長が任命する。
- 2 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 連携統括長の選考方法は、教育学部長が別に定める。

(附属病院長)

- 第4条 法人規則第8条第3項に規定する医学部附属病院長は、医学部附属病院長選考会議による病院長候補者の選考結果に基づき、学長が任命する。
- 2 任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 医学部附属病院長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 削除

(学術情報拠点長及び学術情報拠点副拠点長(医学図書館担当))

- 第6条 法人規則第8条第1項及び第2項に規定する学術情報拠点長及び学術情報拠点長を補佐する副拠点長(医学図書館担当)(以下「拠点長等」という。)は、教育研究評議会の審議を経、学長が任命する。
- 2 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 拠点長等が欠員となった場合の補欠の拠点長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(学内共同教育研究施設の長)

- 第7条 法人規則第8条第3項に規定する学内共同教育研究施設の長のうち、減災・復興デザイン教育研究センター長は、学内共同教育研究施設等管理委員会委員長の申出により、学長が任命する。
- 2 前項により任命する学内共同教育研究施設の長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 学内共同教育研究施設の長の候補者の選考方法は、学内共同教育研究施設等管理委員会委員 長が別に定める。

第8条 削除

第9条 削除

(保健管理センター所長)

- 第10条 法人規則第8条第2項に規定する保健管理センター所長は、学内共同教育研究施設等 管理委員会委員長の申出により、学長が任命する。
- 2 任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 保健管理センター所長候補者の選考方法は、学内共同教育研究施設等管理委員会委員長が別 に定める。

(副学部長)

- 第11条 法人規則第8条第2項に規定する学部長を補佐する副学部長は、学部長の申出により、 学長が任命する。
- 2 副学部長候補者の選考方法は、学部長が別に定める。

(副研究科長)

- 第12条 法人規則第8条第2項に規定する研究科長を補佐する副研究科長は、研究科長の申出により、学長が任命する。
- 2 副研究科長候補者の選考方法は、研究科長が別に定める。

(雑目1)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 初代学部長の初代の附属学校・園の長、学部附属施設の長、附属図書館長、医学分館長及び 学内共同教育研究施設の長及び保健管理センター所長のうち以下の者の任期は、第2条から第 8条の規定にかかわらず、「法人化後の大分大学における初代役員及び初代役職者等の選考方針 (平成16年1月21日開催評議会決定)」により次のとおりとする。

役職者名	任 期
附属図書館長	平成16年4月1日から平成17年9月30日
附属病院長	平成16年4月1日から平成18年3月31日
附属小学校長	平成16年4月1日から平成18年3月31日
附属養護学校長	平成16年4月1日から平成18年3月31日
附属幼稚園長	平成16年4月1日から平成18年3月31日
地域共同研究センター長	平成16年4月1日から平成17年3月31日
総合科学研究支援センター長	平成16年4月1日から平成17年3月31日
留学生センター長	平成16年4月1日から平成17年3月31日
ベンチャー・ビジネス・ラボラト リー施設長	平成16年4月1日から平成17年3月31日
大学教育開発支援センター長	平成16年4月1日から平成17年9月30日
保健管理センター所長	平成16年4月1日から平成17年3月31日

附 則(平成17年規程第41号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規程第97号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年規程第71号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第49号)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後の附属特別支援学校長は、第3条第1項の規定にかかわらず、この規程の施 行の前日に在任する大分大学教育福祉科学部附属養護学校長をもって充てるものとし、その任 期は、第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年規程第11号) この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第68号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第3号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第52号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第20号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第64号)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第28号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第46号)

この規程は、平成29年5月8日から施行する。

附 則(平成30年規程第32号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規程第1号)

この規程は、平成31年2月18日から施行する。

附 則(令和2年規程第6号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第12号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第4号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第16号)

この規程は、令和3年4月5日から施行する。

附 則(令和3年規程第28号) この規程は、令和3年10月1日から施行する。